

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報



目 次

## 訓 令

- 福島県職員服務規程の一部を改正する訓令
- 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
- 人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

## 福島県訓令第一号

### 訓 令

一〇七七六一

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年二月六日

本 府 機 関  
出 先 機 関

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程（昭和五十二年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の二項を加える。  
9 職員は、子育て部分休暇（条例第十五条の三第一項に規定する子育て部分休暇をいう。）を受けようとするときは、庶務システムに子育て部分休暇に係る子の氏名その他所要事項を入力すること（特定職員にあつては、子育て部分休暇簿（第五号様式の

七）により、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。ただし、規則第二十条第五項各号に掲げる事由に該当することとなつた場合には、速やかに庶務システムに養育状況の変更の事由その他所要事項を入力すること（特定職員にあつては、養育状況変更届（第十八号様式））により所属長に届け出なければならない。  
第十条の二第二項中「第五号様式の七」を「第五号様式の八」に改める。  
第五号様式の七を第五号様式の八とし、第五号様式の六の次に次の二様式を加える。

第5号様式の7(第10条関係)

(第1面)

## 子育て部分休暇簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	職員番号	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日

2 申出	申出年月日	申出の内容 (①又は②を記入)	<申出の内容(変更後の内容も共通)>		
	年 月 日		①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき条例で定める時間(10日相当*)を超えない範囲内 * 下記職員以外 77時間30分 * 定年前再任用短時間職員及び任期付短時間勤務職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間		

3 変更(第1回目)	変更年月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	※特別の事情の有無 (有又は無を記入)	※確認欄
	年 月 日			所属長の 確認欄	

3 変更(第2回目)	変更年月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	※特別の事情の有無 (有又は無を記入)	※確認欄
	年 月 日			所属長の 確認欄	

4 備考	
------	--

(注)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 子育て部分休暇の申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（戸籍抄本、医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）（写しでも可）を添付すること。
- 満9歳に達する日後の最初の4月1日以降にある障害児（者）（※）について請求する場合には、障害者手帳、医師の診断書、障害福祉サービス受給者証その他の障害の状況が分かる書類（写しでも可）を添付すること。  
(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する障害児（者）で、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病等患者をいう。
- 第1号部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 第1号部分休暇の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。
- ※印の欄は職員本人は記入しないこと。
- 特別の事情とは、（1）配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、（2）配偶者と別居したこと、（3）申出時に予測することができなかつた事実が生じたことのいずれかを指す。変更が必要な事情が（1）～（3）に該当するかを所属で判断の上、有又は無を記入すること。
- 備考の欄は、連絡先等を必要に応じて記入すること。

## 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合

(第2面)

年度

整理番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間			請求月日	※確認欄		備考
	毎日／曜日等	時間			所属長の確認欄		
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			

(※印の欄は職員本人は記入しないこと。)

## 第1号子育て部分休暇の承認の取消しの場合

(第3面)

年度

整理番号	子育て部分休暇の承認の取消しの期間		※確認欄 所属長の確認欄	備 考
	月 日	時 間		
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで		
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで		
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで		
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで		
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで		
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで		
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで		
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで		
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで		
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで		

(※印の欄は職員本人は記入しないこと。)

## 第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合

(第4面)

年度

整理番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間		請求時間数	残時間数	請求月日	※確認欄		備 考
	月 日	時 間				所属長の確認欄	確認欄	
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日			

(※印の欄は職員本人は記入しないこと。)

第十八号様式中「部分休業」を「部分休業」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(人 事 課)

**福島県訓令第二号**

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のよう定める。

令和8年2月6日

**特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令**

令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程(平成十年福島県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(建築主事、建築副主事及び建築監視員の任命)	(建築主事及び建築監視員の任命)
第二十一条 土木部建築総室建築指導課又は建設事務所(いわき建設事務所を除く。)に勤務する職員で建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の五十八第一項の登録を受けたもののうち、知事が指定するものは、同法第四条第五項の建築主事及び同法第四条第七項の建築副主事とする。	第二十一条 土木部建築総室建築指導課又は建設事務所(いわき建設事務所を除く。)に勤務する職員で建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の五十八第一項の登録を受けたもののうち、知事が指定するものは、同法第四条第五項の規定により県が置かなければならない建築主事とする。
2 (略)	2 (略)
(特例)	(特例)
第二十二条 第二条から前条までに規定するもののほか、特に必要がある	第二十二条 第二条から前条までに規定するもののほか、特に必要がある

本 庁 機 関  
出 先 機 関

福島県知事 内 堀 雅 雄

本 庁 機 関  
出 先 機 関

福島県知事 内 堀 雅 雄

と認める場合は、当該各条に規定する職員以外の職員を当該各条に規定する自然保護監視員、環境衛生指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、栄養指導員、と畜検査員、食品衛生監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理担当職員、小作主事、普及指導員、家畜防疫員、評議人、地方種畜検査委員、森林害虫防除員、林業普及指導員、漁業監督吏員、魚類防疫員、建築主事、建築副主事又は建築監視員に任命する」とある。

と認める場合は、当該各条に規定する職員以外の職員を当該各条に規定する自然保護監視員、環境衛生指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、栄養指導員、と畜検査員、食品衛生監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理担当職員、小作主事、普及指導員、家畜防疫員、評議人、地方種畜検査委員、森林害虫防除員、林業普及指導員、漁業監督吏員、魚類防疫員、建築主事又は建築監視員に任命する」とある。

**附 則**

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(人 事 課)

**福島県人事委員会**

福島県人事委員会  
委員長 千 葉 悅 子

**福島県人事委員会規則第二号**

**職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表四級の項中「13,300円」を「13,300円(条例別表第3の備考に定める職員にあっては、13,500円)」に改める。  
別表第一の三の表四級の項中「12,800円」を「12,800円(条例別表第3の備考に定める職員にあっては、12,900円)」に改める。  
別表第一の二の表四級の項中「七六、八〇〇円」を「七七、五〇〇円」に、「六七、二〇〇円」を「六七、八〇〇円」に、「五七、六〇〇円」を「五八、一〇〇円」に改める。  
別表第一の二の表四級の項中「六八、〇〇〇円」を「六八、六〇〇円」に、「五九、五〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「五一、〇〇〇円」を「五一、四〇〇円」に改める。

別表第一の二の表四級の項中「六八、〇〇〇円」を「六八、六〇〇円」に、「五一、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「五一、四〇〇円」に改める。

**附 則**



四 始業時刻は午前七時以後に、終業時刻は午後十時以前に設定すること。

2 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会の定める場合に係る条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第三号に掲げる基準によらないことができるものとする。

3 任命権者は、勤務時間の割振り等について第一項第二号から第四号までに掲げる基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響がないと認める場合には、人事委員会と協議して、当該基準（同項第二号アただし書に係る基準を除く。）について別段の定めをすることができる。この場合において、当該別段の定めが人事委員会の定める基準に適合するものであるときは、人事委員会との協議を要しないものとする。

（勤務時間の割振り等の手続等）

**第二条の四** 条例第三条第三項に規定する職員の申告（以下「申告」という。）は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

2 任命権者は、申告を考慮して勤務時間の割振り等を行うものとする。この場合において、任命権者は、当該申告のとおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生じると認める場合には、必要な限度において、当該申告とは異なる勤務時間の割振り等をすることができる。

3 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

（単位期間等）

2 前号の規定により勤務時間の割振り等を変更した後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等を再度変更をしなければ公務の運営に支障が生じると任命権者が認める場合において、人事委員会の定めるところにより変更するとき。

4 前三項に定めるもののほか、申告及び勤務時間の割振り等の手続に関し必要な事項は、任命権者が定める。

（単位期間等）

**第二条の五** 条例第三条第三項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号

に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

1 次号に掲げる職員以外の職員 四週間（四週間では適正に勤務時間の割振り等を行うことができない場合として人事委員会の定める場合にあっては、人事委員会の定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）

2 次のいずれかに該当する職員（以下この条において「育児介護等職員」といいう。）であつて、当該職員が申告をしたもの 一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間

ア 小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）

第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現

に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（以下この号及び第七条の四第一項において「養子縁組里親」という。）である職員若しくは同法第六条の四第一号に規定する養育里親（同項において「養育里親」という。）である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に委託されている児童を含む。以下同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

イ 条例第八条の四第二項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第一号に規定する障害者である職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である職員

2 任命権者は、育児介護等職員が申告をした場合において、当該職員が育児介護等職員に該当する事由を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対し証明書類の提出等を求めることができる。

3 育児介護等職員の申告により勤務時間の割振り等が行われた後において、当該職員が育児介護等職員に該当しないこととなつた場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に報告しなければならない。この場合において、当該勤務時間の割振り等に係る単位期間の末までの間、引き続き、その該当しないこととなつた直前の当該単位期間に係る勤務時間の割振り等によることができるものとする。

4 第三条第一項中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項第三号において同じ。）」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

任命権者は、週休日の振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替等を行つた後において、週休日又は勤務時間に割り振らない日（条例第三条第三項及び条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間に割り振らない日をいう。第十二条第一項において同じ。）が毎四週間にしき四日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第八条の三第一項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

5 週休日の振替（条例第五条第一項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

6 勤務時間に割り振らない日の振替（条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づき勤務日を勤務時間に割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に



この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条中附則第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

(総務審査課)

令和八年二月六日  
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

福島県人事委員会

委員長 千葉 悅子

**福島県人事委員会規則第五号**

**職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の育児休業等に関する規則（平成二十年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十五条の二第一項の介護時間」の下に「、同条例第十五条の三第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第一号部分休暇」という。）」を、「当該承認に係る介護時間」の下に「、第一号部分休暇」を加える。

**附 則**

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(総務審査課)

人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月六日

福島県人事委員会  
委員長 千葉 悅子

**福島県人事委員会規則第六号**

**人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則**

人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則（令和四年福島県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第九条第三項」を「第九条第二項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)